

ガバニングボード運営要領

令和4年2月17日
ガバニングボード座長

(ガバニングボードの運営)

第1条 「科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針」（平成26年5月23日総合科学技術・イノベーション会議）に基づくガバニングボード（以下「ガバニングボード」という。）の議事の手続きその他ガバニングボードの運営に関しては、この運営要領の規定するところによる。

(座長)

第2条 座長は、ガバニングボードの事務を掌理する。

2 座長がガバニングボードに出席できない場合は、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を代理する。

(構成員の欠席)

第3条 ガバニングボードに属する構成員がガバニングボードを欠席する場合は、代理人をガバニングボードに出席させ、又は他の構成員に議決権の行使を委任することはできない。

2 ガバニングボードを欠席する構成員は、座長を通じて、当該ガバニングボードに付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(議事)

第4条 ガバニングボードは、構成員の半数が出席しなければ、ガバニングボードを開くことはできない。

2 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、座長の決するところによる。

(公開)

第5条 ガバニングボードの会議は原則として公開する。ただし、座長が会議を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない。

2 前項ただし書きの規定によりガバニングボードの会議を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

(審議内容等の公表等)

第6条 座長は、ガバニングボードにおける審議の内容等を、議事録の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、座長が審議の内容等を公表しないことが適当であるとしたときは、ガバニングボードの決定を経てその全部又は一部を非公表とすることができます。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、ガバニングボードに関し必要な事項は、座長が定める。